

お 知 ら せ  
平成 26 年 4 月 24 日

## 疑義解釈資料に伴う医科診療行為マスターの変更について

平成 26 年 4 月 23 日付け事務連絡「疑義解釈資料の送付について(その 4)」の[リハビリテーション料](問 24)(以下「疑義解釈」という。)により、H001 脳血管疾患等リハビリテーション料・H002 運動器リハビリテーション料の注 5 に関して、単位ごとに 90/100 計算し、小数点以下を四捨五入する取扱いが示されました。

この取扱いに対応するため、次のコードを設定しましたので、お知らせいたします。

### 1. 新設コード

#### (1) 対象診療行為一覧

H001 脳血管疾患等リハビリテーション料・H002 運動器リハビリテーション料の注 5 により所定点数の 100 分の 90 で算定する場合には下表の診療行為コードをご使用願います。

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	点数
H001-00	180043430	脳血管疾患等リハビリテーション料1(要介・廃用症以外)基準不適合	199 点
H001-00	180043530	脳血管疾患等リハビリテーション料1(要介・廃用症)基準不適合	146 点
H001-00	180043630	脳血管疾患等リハビリテーション料2(要介・廃用症以外)基準不適合	162 点
H001-00	180043730	脳血管疾患等リハビリテーション料2(要介・廃用症)基準不適合	118 点
H001-00	180043830	脳血管疾患等リハビリテーション料3(要介・廃用症以外)基準不適合	81 点
H001-00	180043930	脳血管疾患等リハビリテーション料3(要介・廃用症)基準不適合	62 点
H002-00	180044030	運動器リハビリテーション料(1)(要介護)(施設基準不適合)	147 点
H002-00	180044130	運動器リハビリテーション料(2)(要介護)(施設基準不適合)	139 点
H002-00	180044230	運動器リハビリテーション料(3)(要介護)(施設基準不適合)	77 点

(2)新設コードの記録例

H002-00 注5に規定する「別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関が要介護被保険者等に対し、運動器リハビリテーション料(3)を1日2単位で4日間、合計8単位行った場合

(算定日:15日、20日、25日、30日)

診療行為コード	名称	告示等識別区分(1)	データ規格名	きざみ値計算識別
180044230	運動器リハビリテーション料(3)(要介護)(施設基準不適合)	3:合成項目	単位	1

コメントコード	コメントコード翻訳内容	コメント内容
840000096	実施日数 日	4日

CSVの記録

SI,80,1, 180044230,2,154,4, 840000096,0 4,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,1,,,,,1,,,,,1,,,,,1,

レセプトの表示

80 01 運動器リハビリテーション料(3)(要介護)(施設基準不適合)

2単位

実施日数 4日 154 × 4

1日に行った単位数を数量データに記録します。

2. 抹消コード

平成 26 年度診療報酬改定により下表の診療行為コードを設定していましたが、疑義解釈により新設日まで遡及して抹消しました。レセプトに記録できないコードとなります。

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	点数
H001-00	180042770	施設基準不適合減算(脳血管疾患等リハビリ料)(100分の90)	10%減算
H002-00	180043370	施設基準不適合減算(運動器リハビリ料)(100分の90)	10%減算

抹消コードについて

有効な適用期間が存在しないコードについては、マスターファイルから当該レコードを削除します。適用期間が終了する際に設定する「変更区分 9:廃止」とは異なりますのでご留意願います。

3. 歯科診療行為マスターのリハビリテーションに関する歯科診療行為コードについて

歯科診療行為マスターの脳血管疾患等リハビリテーション料の歯科診療行為コードについては、現在公表している歯科診療行為コードから変更はございません。